

令和3年度 総務部事業報告

1. 諸規程等の制定、改正等について

第6回 理事会（令和4年2月16日）

茨城司法書士会事務局規則一部改正

茨城司法書士会就業規則一部改正

茨城司法書士会給与規程一部改正

茨城司法書士会 司法書士総合相談センター運営規程一部改正

2. 執務事項

- (1) 宇留野正彦会員（水戸支部）黄綬褒章受章伝達式（於水戸地方法務局）
- (2) 水戸地方法務局長の委嘱による司法書士法等違反に関する登記申請書その他の関係資料の調査（司法書士法施行規則第41条の2）
- (3) 各種研修会への講師派遣
- (4) 相談員の派遣
- (5) 関東ブロック総務担当者会議
- (6) 関東ブロック綱紀調査担当者会議
- (7) 茨城司法書士会会館の維持管理、修繕、改装
- (8) 入会者の登録調査に関する面接及び入会式
- (9) 会員への苦情に対する対応等

3. 茨城司法書士会公益的活動に関する規範規則について

(1) 制度の意義と概要

令和2年5月20日から実施されている本制度は、登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする司法書士が公益的活動を行う責任があることを確認するとともに、会員に対し、毎年1回、本会への公益的活動の報告義務を課すものであります。

本制度を推進することにより、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献し、公正な社会の実現に寄与することを目的としています。

会員は、1年度につき1回以上、本会役員や各種相談活動への参加など規則が定める公益的活動を行わなければなりません。ただし、年齢が満75歳以上の会員または病気、出産などの理由で公益的活動を行うことができない会員の場合には、予め責任の免除を申し出ることができます。

また、実際に公益的活動を行うことができなかった会員については本会に対し金銭を支払うことによっても公益的活動を行ったものとみなされます。金額は、前年度の業務報告書の事件数に200円を乗じた額（ただし、

この額が3万円に満たない場合には最低3万円)か、あるいはその額が10万円を超える場合には10万円となります。さらに、会員は、公益的活動とみなされるための金銭の支払いのほかに、本会の公益的活動に資するため金銭の支払いをすることが出来ます。

なお、規則で定めるもの以外であっても、司法書士の活動として公益性のあるものは多々あるかと思われませんが、本制度の公益的活動は規則で定めるものに限られることに注意が必要です。

つまり、本制度における公益的活動の義務化とは、主に会務及び司法書士業務に関連する諸活動への参加を義務付けるものということになります。

そして、会員に金銭の支払いをもって公益的活動に代替させることは、実際に公益的活動を行った会員と行っていない会員との間の不公平を解消するというねらいもあるということを付言いたします。

以上をふまえ、本制度第1回目となる会員からの公益的活動に関する報告事項について次のとおり集計結果を報告します。

(2) 集計結果

① 茨城司法書士会公益的活動に関する規範規則第7条(報告義務)関係

ア 第2号様式 報告書の回答率

報告あり	65.5% (333名中218名)
報告なし	34.5% (333名中115名)

イ 報告者の項目別内訳(複数回答340名分)

1	本会、支部、日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会が、主催、共催、後援する各種相談活動に参加しました。	25.0% (複数回答340名中85名)
2	本会、支部、日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会が、主催、共催、後援する法律、人権擁護、司法制度の改善、社会保障等に関する教育を目的とする活動に参加しました。	2.1% (複数回答340名中7名)
3	本会、支部、日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会が、主催、共催、後援する研修会の講師として活動しました。	1.2% (複数回答340名中4名)
4	弁護士会、税理士会等隣接職能団体が主催する研修会、講演会の講師として活動しました。	0.3% (複数回答340名中1名)

5	官公署の委嘱による調停委員、司法委員、法定後見人、保佐人、補助人、監督人として活動しました。	14.1% (複数回答340名中48名)
6	法律扶助事件を受任しました。	2.1% (複数回答340名中7名)
7	人権の擁護、社会保障、社会的経済的弱者への支援を目的とした公的私的団体での相談または教育に関する活動に参加しました。	3.8% (複数回答340名中13名)
8	本会、日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会の役員、委員、所員、研究員として活動しました。	16.2% (複数回答340名中55名)
9(1)	支部の役員・委員として活動しました。	14.1% (複数回答340名中48名)
9(2)	茨城司法書士政治連盟、一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部等の本会関連団体の役員・委員等としての活動をしました。	8.2% (複数回答340名中28名)
9(3)	その他、司法書士としての公益的な性格を有する行為及び活動をしました。	8.8% (複数回答340名中30名)
10	本会に対して金銭を支払いました。	4.1% (複数回答340名中14名)

※公益的活動実施司法書士である旨を公表しないことを希望する
10.1% (218名中22名)

- ② 茨城司法書士会公益的活動に関する規範規則第2条(会員の責任)関係
ア 納付金額 金1,074,600円(令和3年4月~令和4年3月)
イ 納付人数 23名
- ③ 茨城司法書士会公益的活動に関する規範規則第4条(責任の免除)関係
ア 第1号様式 責任の免除の申出書
提出者 40名

イ 提出者の項目別内訳（複数回答 47名分）

1	満75歳以上である	40.4% (複数回答47名 中19名)
2	病気、出産その他これに準ずる理由により公益的活動を行うことができず、又は著しく困難である。	10.6% (複数回答47名 中5名)
3	その他相当の理由	38.3% (複数回答47名 中18名)
	途中入会者であるため、公益的活動の責任を負わない	10.6% (複数回答47名 中5名)

※公益的活動の責任の免除者である旨を公表しないことを希望する
55.0% (40名中22名)

※巻末資料に以下を掲載する。

1. 茨城司法書士会公益的活動に関する規範規則
2. 茨城司法書士会公益的活動に関する規範細則
3. 茨城司法書士会公益的活動に関する規範細則別紙